

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令等の概要

平成13年2月9日閣議決定

平成13年2月15日公布

平成16年11月25日最終改正

I 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の施行期日を平成13年2月16日とすることとする。

II 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令

1 特殊法人等の範囲

- A 日本郵政公社、首都高速道路公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、日本環境安全事業株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会、年金資金運用基金(年金資金運用基金については平成18年4月1日以降は対象外)
- B 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構、独立行

政法人緑資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

- C 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人環境再生保全機構
- D 国立大学法人法に基づく国立大学法人(89法人)、大学共同利用機関法人(4法人)

計132法人

2 入札及び契約に係る情報の公表

(1)発注の見通しの公表

A 対象除外工事

秘密にする必要があるもの、予定価格が 250 万円を超えないもの

B 公表事項

- ・工事の名称、場所、期間、種別、概要
- ・入札及び契約の方法
- ・入札時期(随意契約の場合には契約締結時期)

C 公表時期

毎年度 2 回

- ・4 月 1 日(予算が成立していない場合には、予算成立の日)以後遅滞なく
- ・10 月 1 日を目途に

D 公表方法

- ・官報等への掲載
 - ・掲示、閲覧又はインターネット(年度末まで)
- のいずれかの方法

(2)入札及び契約の過程・内容の公表

A 対象除外工事

秘密にする必要があるもの、予定価格が 250 万円を超えないもの

B 公表事項

(入札及び契約の過程に関する事項)

- ・ 競争参加者資格(業者の等級を含む)
- ・ 有資格業者名簿
- ・ 一般競争に参加しようとした者の名称、その者のうち競争参加者資格が無く参加できなかった者の名称、理由
- ・ 指名基準、指名業者名、指名理由
- ・ 入札者名、入札金額、落札者名、落札金額
- ・ (国の場合のみ)低入札価格調査基準
- ・ 低入札価格調査の経緯
- ・ 総合評価競争入札を行う場合の理由、落札者決定基準、落札理由
- ・ (地方公共団体の場合のみ)最低制限価格未満の入札者名
- ・ 随意契約の相手方の選定理由

(契約の内容に関する事項)

- ・ 契約業者名、住所
- ・ 工事の名称、場所、種別、概要
- ・ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ・ 契約金額
- ・ 金額の変更を伴う契約変更の内容、理由

C 公表時期

個別の入札・契約に係る情報については、契約・変更後遅滞なく

D 公表方法

掲示、閲覧又はインターネット(公表後1年間)

3 施行

平成 13 年 2 月 16 日施行(ただし、2については平成 13 年 4 月 1 日施行)